

令和3年度 産地農業後継者支援事業補助金

評価表 NO.

28

所管部課名	農政課		担当者	森重 真				
事業費名称	農業施設等整備事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 産地農業後継者支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
令和3年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	13,590 千円	千円	13,590 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	申請者数（人/年）		20	令和8年度				
成果指標②	補助事業者等の経営の状況（農業所得）		個別経営目標	令和8年度				
補助対象者	55歳以下の認定農業者、新規就農者、農業法人等							
補助対象経費	種苗、農業用機械、農業用施設、小規模基盤整備に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	経営改善による農家所得の向上を目的に、種苗、農業用機械、農業用施設の導入、小規模基盤の整備を行う経費に対する補助							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ	<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方	<input type="checkbox"/> その他			
補助金額又は 補助率	事業費の1/2以内、又はメニューで示された上限額のいずれか。機械等の複数導入の場合は1経営体の上限が350万円以内							
上記項目の 積算方法								
補助 過を受 けける 年事 の決 算(団 状体) 況等の 等の 事項等	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	37,103,682	58.9%	33,244,456	60.4%	36,321,237	63.0%
		自己負担	16,277,682	25.8%	11,664,456	21.2%	14,931,237	25.9%
		資金借入	20,826,000	33.0%	21,580,000	39.2%	21,390,000	37.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	25,940,000	41.1%	21,751,000	39.6%	21,313,000	37.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
		計	63,043,682	100.0%	54,995,456	100.0%	57,634,237	100.0%
	支出	農業機械・施設等	63,043,682	100.0%	54,995,456	100.0%	57,634,237	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			計	63,043,682	100.0%	54,995,456	100.0%	57,634,237
		支出計/前年度支出計				87.2%		104.8%
自己資金/前年度自己資金					89.6%		109.3%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%			0.0%		0.0%	
交付件数		17		16		15		
成果指標の推移①		17		16		15		
成果指標の推移②		61,555,761		23,946,694		62,803,001		
特記すべき事項等	【前回評価】見直しの上で継続：他の補助金と統合 【前回評価への回答】事業対象者を産地農業活性化支援事業と区分しているため、事業の統合は難しいと思われる。 【事業のPR方法】職員や嘱託員が実施している現場業務を通じてPRを行っている。 【費用対効果】農家の所得向上に資する取組みとして効果は高いものである。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	営農活動を通じて、間接的に農地、農道、河川、水路の管理が行われることとなることから、生活環境の維持や降灰防止に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	食料供給の安定化を図るためにには、生産者が確保される必要があるが、生産者の経営が成り立たず、その結果離農が進むことが危惧されるため、生産者である農家所得向上に向けた取組が必要である。また、本市は中山間地が多く、生産効率が劣ることから、地域に適した作物選定や作業の効率化を図るための支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るために適当な効果指標の設定がなされている。）	A	少子・高齢化により生産者の減少が進む中、他産業並みの所得を目指す「認定農業者」の確保・育成を図るためにには、生産者の経営改善を図るために必要な取組支援を行う必要がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	認定農業者、新規就農者、農業法人の担い手農家の確保・育成は、農村地域と本市農業の活性化に大きく寄与するものと考えられることから、行政による支援が必要である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	国・県の事業を優先的に活用しているが、事業要件に該当しないもので必要な取組については、審査会を行ったうえで実施している。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国・県の補助率や経営者の年齢、事業要望件数等を考慮して補助率、補助上限金額を設定している。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 《上記方向の理由》 農家が経営を継続、拡大するために必要な設備投資に支援を行うことで、経営の安定化を図ることは必要な処置であると思われるため、継続して実施する必要があると考える。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い 《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 《まとめ》
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 農家の経営状況を踏まえ、過剰投資とならないためにも申請前に関係者による審査を実施している。今後も同様の手続きを実施する予定である。		

産地農業後継者支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる産地農業後継者支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がない者に対して交付する。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者であること。
- (3) 申請年度において55歳以下の農業者のうち、認定農業者（新規就農者は7年以内）若しくは5年内に認定農業者を目指す農業者若しくは55歳以下の後継者がいる農業者で、その後継者が7年内に認定農業者を目指す農業者又は農業法人のうち集落営農組織等を除く農業者であること。
- (4) 前回の補助金の交付を受けた年度から3箇年度以上経過した者であること。
ただし、前回の補助金の交付を受けた経費が第4条第1号、第4号又は第5号に該当する場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる施設等の導入及び工事に要する経費について交付する。

- (1) 種苗
- (2) 農業用施設（中古施設を含む）
- (3) 農業用機械（中古機械を含む）
- (4) 小規模土地基盤整備（用排水施設、客土、暗渠排水、天地返し）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 55歳以下の後継者がいる農業者で、その後継者が7年以内に認定農業者を目指す者については、誓約書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する前までとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類
(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る完成写真
- (2) 当該補助事業等に係る領収書または請求書
(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助事業者等の経営状況（農業所得）
- (2) 補助事業者等の数

(所得証明書)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施の3年後の6月末までに所得証明書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。